

個人情報ファイル簿(単票)

個人情報ファイルの名称	公文書公開請求・保有個人情報開示請求管理ファイル	
実施機関の名称	鈴鹿市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部 総務課	
個人情報ファイルの利用目的	情報公開及び個人情報保護事務を行うため	
記録項目	1請求種別、2請求番号、3請求件名、4請求日(受付日)、5公開(開示)決定期限(請求時)、6請求者、7本人の氏名(個人情報のみ)、8請求者種別(個人情報のみ)、9実施機関、10請求方法、11請求内容、12担当部署、13開示請求審査状況、14不服申立て、15不服申立て有無、16公開(開示)決定期限、17延長設定、18対象文書／対象個人情報、19決定番号、20決定日、21決定内容、22非公開(開示)理由、23各課対応状況、24備考	
記録範囲	請求書を提出した者	
記録情報の収集方法	請求者による請求書の提出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称)鈴鹿市総務部総務課 (所在地)〒513-8701 三重県鈴鹿市神戸一丁目18番18号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号(電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	☐ 法第60条第2項第2号(マニュアル処理ファイル)
備考		

作成日(最終修正日):令和5年4月1日

個人情報ファイル簿(単票)

個人情報ファイルの名称	総合住民情報システム(市税収納簿管理)	
実施機関の名称	鈴鹿市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部 納税課	
個人情報ファイルの利用目的	地方税法に基づき、各納税義務者ごとに納付状況等を管理するもの	
記録項目	1氏名、2性別、3生年月日・年齢、4住所、5税目・課税年度・通知書番号、6課税・納税状況	
記録範囲	納税義務者	
記録情報の収集方法	本人及び同じ実施期間	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称)鈴鹿市総務部総務課	
	(所在地)〒513-8701 三重県鈴鹿市神戸一丁目18番18号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
備考		

作成日(最終修正日):令和5年4月1日

個人情報ファイル簿(単票)

個人情報ファイルの名称	総合住民情報システム(口座振替)	
実施機関の名称	鈴鹿市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部 納税課	
個人情報ファイルの利用目的	地方税法に基づき、徴収金を口座振替により徴収するもの	
記録項目	1氏名、2性別、3生年月日・年齢、4住所、5電話番号、6印影、7税目・課税年度・通知書番号、8課税・納税状況、9取引状況	
記録範囲	納税義務者	
記録情報の収集方法	本人及び金融機関	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称)鈴鹿市総務部総務課	
	(所在地)〒513-8701 三重県鈴鹿市神戸一丁目18番18号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
備考		

作成日(最終修正日):令和5年4月1日

個人情報ファイル簿(単票)

個人情報ファイルの名称	総合住民情報システム(市税過誤納)	
実施機関の名称	鈴鹿市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部 納税課	
個人情報ファイルの利用目的	地方税法に基づき、徴収金の収納及び整理事務を行うもの	
記録項目	1氏名、2性別、3生年月日・年齢、4住所、5電話番号、6印影、7家族状況、8税目・課税年度・通知書番号、9課税・納税状況	
記録範囲	納税義務者	
記録情報の収集方法	本人及び親族	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称)鈴鹿市総務部総務課	
	(所在地)〒513-8701 三重県鈴鹿市神戸一丁目18番18号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
備考		

作成日(最終修正日):令和5年4月1日

個人情報ファイル簿(単票)

個人情報ファイルの名称	総合住民情報システム(市税徴収及び庶務管理)	
実施機関の名称	鈴鹿市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部 納税課	
個人情報ファイルの利用目的	地方税法に基づき交付する前納報奨金などのほか、課の庶務事務の中で個人情報を必要とするもの	
記録項目	1氏名、2性別、3生年月日・年齢、4住所、5税目・課税年度・通知書番号、6課税・納税状況	
記録範囲	納税義務者	
記録情報の収集方法	本人及び同じ実施期間	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称)鈴鹿市総務部総務課	
	(所在地)〒513-8701 三重県鈴鹿市神戸一丁目18番18号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
備考		

作成日(最終修正日):令和5年4月1日

個人情報ファイル簿(単票)

個人情報ファイルの名称	総合住民情報システム(滞納管理)	
実施機関の名称	鈴鹿市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部 納税課	
個人情報ファイルの利用目的	地方税法に基づき、未納市税等について滞納整理するもの	
記録項目	1氏名、2性別、3生年月日(年齢)、4住所、5電話番号、6税目・課税年度・通知書番号、7課税・納税状況、8折衝履歴、9分割納付等の状況、10資産状況、11滞納処分の状況	
記録範囲	市税を滞納する個人及び事業者	
記録情報の収集方法	本人、住民基本台帳ファイル、公用請求により官公署・保険金融機関、勤務先等	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	税務署、県税事務所、他の市町村	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称)鈴鹿市総務部総務課	
	(所在地)〒513-8701 三重県鈴鹿市神戸一丁目18番18号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備考		

作成日(最終修正日):令和5年4月1日

個人情報ファイル簿(単票)

個人情報ファイルの名称	総合住民情報システム(処分管理)	
実施機関の名称	鈴鹿市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部 納税課	
個人情報ファイルの利用目的	地方税法に基づき、市税等の滞納者に対する処分を行うもの	
記録項目	1氏名、2性別、3生年月日(年齢)、4住所、5電話番号、6税目・課税年度・通知書番号、7課税・納税状況、8折衝履歴、9分割納付等の状況、10資産状況、11滞納処分の状況	
記録範囲	市税を滞納する個人及び事業者	
記録情報の収集方法	本人、住民基本台帳ファイル、公用請求により官公署・保険金融機関、勤務先等	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	税務署、県税事務所、他の市町村	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称)鈴鹿市総務部総務課	
	(所在地)〒513-8701 三重県鈴鹿市神戸一丁目18番18号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備考		

作成日(最終修正日):令和5年4月1日

個人情報ファイル簿(単票)

個人情報ファイルの名称	総合住民情報システム(三重地方税管理回収機構移管)	
実施機関の名称	鈴鹿市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部 納税課	
個人情報ファイルの利用目的	地方税法等に基づき市税の滞納者に対する徴収権を移管し滞納整理のために利用する。	
記録項目	1氏名、2性別、3生年月日(年齢)、4住所、5電話番号、6税目・課税年度・通知書番号、7課税・納税状況、8折衝履歴、9分割納付等の状況、10資産状況、11滞納処分の状況	
記録範囲	市税を滞納する個人及び事業者	
記録情報の収集方法	本人、住民基本台帳ファイル、公用請求により官公署・保険金融機関、勤務先等	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	三重地方税管理回収機構	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称)鈴鹿市総務部総務課	
	(所在地)〒513-8701 三重県鈴鹿市神戸一丁目18番18号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
備考		

作成日(最終修正日):令和5年4月1日

個人情報ファイル簿(単票)

個人情報ファイルの名称	差押解除書ファイル	
実施機関の名称	鈴鹿市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部 納税課	
個人情報ファイルの利用目的	債権所管から引継ぎを受けた税外債権の滞納者の滞納整理のために利用する。	
記録項目	1氏名、2生年月日(年齢)、3住所、4税目・課税年度・通知書番号、5差押口座等、6課税・納税状況、7折衝履歴	
記録範囲	税外債権を滞納する個人及び事業者	
記録情報の収集方法	本人、債権管理台帳、移管を受けた債権所管課	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称)鈴鹿市総務部総務課	
	(所在地)〒513-8701 三重県鈴鹿市神戸一丁目18番18号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
備考		

作成日(最終修正日):令和5年4月1日

個人情報ファイル簿(単票)

個人情報ファイルの名称	差押調書ファイル	
実施機関の名称	鈴鹿市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部 納税課	
個人情報ファイルの利用目的	債権所管から引継ぎを受けた税外債権の滞納者の滞納整理のために利用する。	
記録項目	1氏名、2生年月日(年齢)、3住所、4税目・課税年度・通知書番号、5差押口座等	
記録範囲	税外債権を滞納する個人及び事業者	
記録情報の収集方法	金融機関	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称)鈴鹿市総務部総務課	
	(所在地)〒513-8701 三重県鈴鹿市神戸一丁目18番18号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
備考		

作成日(最終修正日):令和5年4月1日

個人情報ファイル簿(単票)

個人情報ファイルの名称	債権管理台帳ファイル	
実施機関の名称	鈴鹿市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部 納税課	
個人情報ファイルの利用目的	債権所管から引継ぎを受けた税外債権の滞納者の滞納整理のために利用する。	
記録項目	1氏名、2性別、3生年月日(年齢)、4住所、5電話番号、6税目・課税年度・通知書番号、7課税・納税状況、8折衝履歴、9分割納付の状況、10滞納処分の有無	
記録範囲	税外債権を滞納する個人及び事業者	
記録情報の収集方法	本人、住民基本台帳ファイル、公用請求により官公署・保険金融機関等	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称)鈴鹿市総務部総務課	
	(所在地)〒513-8701 三重県鈴鹿市神戸一丁目18番18号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
備考		

作成日(最終修正日):令和5年4月1日

個人情報ファイル簿(単票)

個人情報ファイルの名称	市税差押関係充当通知議決書ファイル	
実施機関の名称	鈴鹿市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部 納税課	
個人情報ファイルの利用目的	債権所管から引継ぎを受けた税外債権の滞納者の滞納整理のために利用する。	
記録項目	1氏名、2生年月日(年齢)、3住所、4税目・課税年度・通知書番号、5差押口座等、6課税・納税状況	
記録範囲	市税を滞納する個人及び事業者	
記録情報の収集方法	本人、債権管理台帳、移管を受けた債権所管課	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	三重地方税管理回収機構	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称)鈴鹿市総務部総務課	
	(所在地)〒513-8701 三重県鈴鹿市神戸一丁目18番18号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
備考		

作成日(最終修正日):令和5年4月1日

個人情報ファイル簿(単票)

個人情報ファイルの名称	税外債権関係書ファイル	
実施機関の名称	鈴鹿市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部 納税課	
個人情報ファイルの利用目的	債権所管から引継ぎを受けた税外債権の滞納者の滞納整理のために利用する。	
記録項目	1氏名、2性別、3生年月日(年齢)、4住所、5電話番号、6税目・課税年度・通知書番号、7課税・納税状況、8折衝履歴、9分割納付の状況、10滞納処分の有無	
記録範囲	税外債権を滞納する個人及び事業者	
記録情報の収集方法	本人、債権管理台帳、移管を受けた債権所管課	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称)鈴鹿市総務部総務課	
	(所在地)〒513-8701 三重県鈴鹿市神戸一丁目18番18号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
備考		

作成日(最終修正日):令和5年4月1日

個人情報ファイル簿(単票)

個人情報ファイルの名称	総合住民情報システム(軽自動車税)	
実施機関の名称	鈴鹿市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部 市民税課	
個人情報ファイルの利用目的	地方税法、鈴鹿市税条例に基づき軽自動車税(種別割)を賦課する	
記録項目	1.識別番号、2.氏名、3.性別、4.生年月日、5.住所、6.障がい、7.標識番号、8.車名、9.車体番号、10.総排気量、11.登録年月日	
記録範囲	軽自動車等の所有者等	
記録情報の収集方法	本人等から提出される軽自動車税申告書(新規、移転、抹消)、軽自動車税申告(報告)兼標識交付申請書、軽自動車税廃車申告書兼標識返納書、軽自動車税(種別割)減免申請書、地方公共団体情報提供システム(J-LIS)から提供される情報により収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称)鈴鹿市総務部総務課	
	(所在地)〒513-8701 三重県鈴鹿市神戸一丁目18番18号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号(電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号(マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
備考		

作成日(最終修正日):令和5年4月1日

個人情報ファイル簿(単票)

個人情報ファイルの名称	臨時運行許可台帳	
実施機関の名称	鈴鹿市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部 市民税課	
個人情報ファイルの利用目的	道路運送車両法に基づき臨時運行許可証、番号標を交付する	
記録項目	1.氏名、2.住所、3.電話番号	
記録範囲	申請書を提出した者	
記録情報の収集方法	申請者による申請書の提出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称)鈴鹿市総務部総務課	
	(所在地)〒513-8701 三重県鈴鹿市神戸一丁目18番18号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
備考		

作成日(最終修正日):令和5年4月1日

個人情報ファイル簿(単票)

個人情報ファイルの名称	総合住民情報システム(住民税)、住民税課税支援システム	
実施機関の名称	鈴鹿市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部 市民税課	
個人情報ファイルの利用目的	地方税法、森林環境税及び森林環境贈与税に関する法律及び 鈴鹿市税条例に基づき市民税・県民税及び森林環境税を賦課 する	
記録項目	1.氏名、2.性別、3.生年月日、4.住所、5.障がい、6.世帯状況、 7.勤務先、8.所得の内訳、9.所得控除の内訳、10.年税額、11. 公的扶助	
記録範囲	1月1日現在の居住者等	
記録情報の収集方法	確定申告書、市民税・県民税申告書、給与支払報告書、年金支 払報告書	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称)鈴鹿市総務部総務課	
	(所在地)〒513-8701 三重県鈴鹿市神戸一丁目18番18号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備考		

作成日(最終修正日):令和6年4月1日

個人情報ファイル簿(単票)

個人情報ファイルの名称	宛名管理	
実施機関の名称	鈴鹿市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部 市民税課	
個人情報ファイルの利用目的	住所及び賦課徴収に要する情報等を管理するシステムの運用	
記録項目	1.識別番号、2.氏名、3.性別、4.生年月日、5.住所、6.送付先	
記録範囲	市民税、軽自動車税、固定資産税、都市計画税の納税義務者、 その他福祉等の料金・給付金の対象者	
記録情報の収集方法	本人、本人以外(実施機関内、他の実施機関、給与支払者)	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称)鈴鹿市総務部総務課	
	(所在地)〒513-8701 三重県鈴鹿市神戸一丁目18番18号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
備考		

作成日(最終修正日):令和5年4月1日

個人情報ファイル簿(単票)

個人情報ファイルの名称	ワンストップ特例申請支援システム	
実施機関の名称	鈴鹿市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部 市民税課	
個人情報ファイルの利用目的	寄附者の寄附金税額控除に係る申告特例申請状況の管理及び 寄附者の個人住民税課税市町村への申告特例通知	
記録項目	1.氏名、2.性別、3.生年月日、4.住所、5.電話番号、6.寄附年月日、7.寄附額	
記録範囲	寄附金税額控除に係る申告特例の申請者	
記録情報の収集方法	寄附金税額控除に係る申告特例申請書	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称)鈴鹿市総務部総務課	
	(所在地)〒513-8701 三重県鈴鹿市神戸一丁目18番18号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備考		

作成日(最終修正日):令和5年4月1日

個人情報ファイル簿(単票)

個人情報ファイルの名称	定額減税補足給付金(調整給付)ファイル	
実施機関の名称	鈴鹿市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部市民税課	
個人情報ファイルの利用目的	定額減税補足給付金(調整給付)給付事務のために利用する	
記録項目	1確認書番号、2宛名番号、3世帯番号、4住所、5氏名、6続柄、7生年月日、8転出年月日、9住登区分、10DV区分、11生活保護区分、12給付対象外区分、13給付済区分、14給付金情報、15世帯員情報、16口座情報、17支給情報	
記録範囲	定額減税補足給付金(調整給付)の給付対象者	
記録情報の収集方法	本人、住民基本台帳システム、宛名システム、個人住民税システム、官公署	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称)鈴鹿市総務部総務課	
	(所在地)〒513-8701 三重県鈴鹿市神戸一丁目18番18号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
備考		

作成日(最終修正日):令和6年5月31日

個人情報ファイル簿(単票)

個人情報ファイルの名称	固定資産税(土地)課税システム	
実施機関の名称	鈴鹿市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部資産税課	
個人情報ファイルの利用目的	地方税法及び市税条例に基づき、固定資産税(土地)等の賦課・管理を行うため	
記録項目	1識別番号、2氏名、3性別、4生年月日・年齢、5住所、6電話番号、7国籍・本籍、8印影、9家庭状況、10親族関係、11婚姻歴、12居住状況、13納税状況、14公的扶助	
記録範囲	市内に固定資産(土地)を有する者(取得者) 有していた者	
記録情報の収集方法	本人、住民基本台帳及び戸籍システム、関係各課、公用請求による官公署等	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	税務署、県税事務所、法務局	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称)鈴鹿市総務部総務課	
	(所在地)〒513-8701 三重県鈴鹿市神戸一丁目18番18号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号(電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号(マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備考		

作成日(最終修正日):令和5年4月1日

個人情報ファイル簿(単票)

個人情報ファイルの名称	固定資産税(家屋)課税システム	
実施機関の名称	鈴鹿市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部資産税課	
個人情報ファイルの利用目的	地方税法及び市税条例に基づき、固定資産税(家屋)等の賦課・管理を行うため	
記録項目	1識別番号、2氏名、3性別、4生年月日・年齢、5住所、6電話番号、7国籍・本籍、8印影、9家庭状況、10親族関係、11婚姻歴、12居住状況、13納税状況、14公的扶助	
記録範囲	市内に固定資産(家屋)を有する者(取得者) 有していた者	
記録情報の収集方法	本人、住民基本台帳及び戸籍システム、関係各課、公用請求による官公署等	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	税務署、県税事務所、法務局	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称)鈴鹿市総務部総務課	
	(所在地)〒513-8701 三重県鈴鹿市神戸一丁目18番18号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号(電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号(マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備考		

作成日(最終修正日):令和5年4月1日

個人情報ファイル簿(単票)

個人情報ファイルの名称	固定資産税(償却資産)課税システム	
実施機関の名称	鈴鹿市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部資産税課	
個人情報ファイルの利用目的	地方税法及び市税条例に基づき、固定資産税(償却資産)等の賦課・管理を行うため	
記録項目	1識別番号、2氏名、3性別、4生年月日・年齢、5住所、6電話番号、7国籍・本籍、8印影、9家庭状況、10親族関係、11婚姻歴、12居住状況、13納税状況、14公的扶助	
記録範囲	市内に固定資産(償却資産)を有する者(取得者) 有していた者	
記録情報の収集方法	本人、住民基本台帳及び戸籍システム、関係各課、公用請求による官公署等	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	税務署	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称)鈴鹿市総務部総務課	
	(所在地)〒513-8701 三重県鈴鹿市神戸一丁目18番18号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号(電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号(マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備考		

作成日(最終修正日):令和5年4月1日

個人情報ファイル簿(単票)

個人情報ファイルの名称	固定資産税証明発行システム	
実施機関の名称	鈴鹿市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部資産税課	
個人情報ファイルの利用目的	地方税法及び市税条例に基づき、固定資産税関係の証明等を発行するため	
記録項目	1識別番号、2氏名、3性別、4生年月日・年齢、5住所、6電話番号、7国籍・本籍、8印影、9家庭状況、10親族関係、11婚姻歴、12居住状況、13納税状況、14公的扶助	
記録範囲	市内に固定資産を有する者(取得者) 有していた者	
記録情報の収集方法	本人、住民基本台帳及び戸籍システム、関係各課、公用請求による官公署等	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称)鈴鹿市総務部総務課	
	(所在地)〒513-8701 三重県鈴鹿市神戸一丁目18番18号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備考		

作成日(最終修正日):令和5年4月1日